

昭和五十三年通商産業省令第七十七号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように制定する。

（適用範囲）

第一条 この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。

三 「燃料体」とは、発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉の運転又は利用、発電用原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設的设计において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象

ロ 発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設的位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 発電用原子炉施設的位置

(1) 敷地の面積及び形状

(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設的位置

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

(2) 耐津波構造（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれないよう措置を講じた構造をいう。）

(3) その他の主要な構造

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）構造

(i) 燃料体

(ii) 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

(iii) 主要な核的制限値

(iv) 主要な熱的制限値

(2) 燃料体

(i) 燃料材の種類

(ii) 燃料被覆材の種類

(iii) 燃料要素の構造

(iv) 燃料集合体の構造

(3) 減速材及び反射材の種類

(4) 原子炉容器構造

(3) 最高使用圧力及び最高使用温度

(ii) 放射線遮蔽体の構造

(5) その他の主要な事項

(6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

核燃料物質取扱設備の構造

核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

核燃料物質取扱設備の構造

核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

(2) (1) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

- ホ
- (3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力
- (1) 原子炉冷却系統施設の構造及び設備
- (i) 一次冷却材設備
- (ii) 冷却材の種類
- (iii) 主要な機器及び管の個数及び構造
- (iv) 冷却材の温度及び圧力
- (2) 二次冷却設備
- (i) 冷却材の種類
- (ii) 主要な機器の個数及び構造
- (3) 非常用冷却設備
- (i) 冷却材の種類
- (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
- (4) その他の主要な事項
- ヘ
- (1) 計測制御系統施設の構造及び設備
- (i) 計装
- (ii) 核計装の種類
- (iii) その他の主要な計装の種類
- (2) 安全保護回路
- (i) 原子炉停止回路の種類
- (ii) その他の主要な安全保護回路の種類
- (3) 制御設備
- (i) 制御材の個数及び構造
- (ii) 制御材駆動設備の個数及び構造
- (iii) 反応度制御能力
- (4) 非常用制御設備
- (i) 制御材の個数及び構造
- (ii) 主要な機器の個数及び構造
- (iii) 反応度制御能力
- (5) その他の主要な事項
- ト
- (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
- (i) 気体廃棄物の廃棄施設
- (ii) 構造
- (iii) 廃棄物の処理能力
- (iv) 排気口の位置
- (2) 液体廃棄物の廃棄設備

- (i) 構造
- (ii) 廃棄物の処理能力
- (iii) 排水口の位置
- (3) 固体廃棄物の廃棄設備
- (i) 構造
- (ii) 廃棄物の処理能力
- チ
- 放射線管理施設の構造及び設備
- (1) 屋内管理用の主要な設備の種類
- (2) 屋外管理用の主要な設備の種類
- リ
- 原子炉格納施設の構造及び設備
- (1) 原子炉格納容器の構造
- (2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
- (3) 非常用格納容器保護設備の構造
- (4) その他の主要な事項
- ヌ
- その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
- (1) 常用電源設備の構造
- (2) 非常用電源設備の構造
- (3) その他の主要な事項
- 三
- 法第四十三條の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 四
- 法第四十三條の三の五第二項第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
- 五
- 法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
- 六
- 法第四十三條の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ
- 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法
- ロ
- 放射性廃棄物の廃棄に関する事項
- ハ
- 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果
- 七
- 法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。
- イ
- 運転時の異常な過渡変化（設置許可基準規則第二條第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うための条件及びその評価の結果
- ロ
- 設計基準事故（設置許可基準規則第二條第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うための条件及びその評価の結果
- ハ
- 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体

制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
- 十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 十二 法人にあっては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 十三 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

4 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（重大事故）

第四条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

- 一 炉心の著しい損傷
- 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

（法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第四条の二 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請）

第五条 令第二十号の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第二十号の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二 令第二十号の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十号の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 変更後の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 変更後に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 変更後に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 変更後に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
- 九 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 十二 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）

第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

- 一 第三条第一項二号二（二）の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）
- 二 第三条第一項第二号ト（一）の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト（二）の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト（三）の固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。）
- 三 第三条第一項第二号ト（三）の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。）

- 四 第三条第一項第二号又（二）の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

(発電用原子炉施設的位置、構造及び設備の変更の届出)

第七条 発電用原子炉設置者は、法第四十三條の三の八第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 工事計画
- 六 前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。
 - 一 前項第三号の変更の内容については、第三條第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。
 - 二 前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

4 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第八条 法第四十三條の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内において行う同法第七條第一項各号に掲げる行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。)に係る工事(前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。)
- 二 法第四十三條の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。
- 三 法第四十三條の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第二号の工事計画に記載された事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(設計及び工事の計画の認可等の申請)

第九条 法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に於いて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に於いて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十条 法第四十三條の三の九第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更に係る発電用原子炉施設の概要

三 法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の届出を要する工事等)

第十一条 法第四十三條の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)とする。

2 法第四十三條の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

(設計及び工事の計画の届出)

第十二条 法第四十三條の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に於いて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出

が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じた同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

第十三条 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

第十四条 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二條第三項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前事業者検査の実施)

第十四条之二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
- 2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第十四条之三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第十四条之四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項第二十八号、第三十二号から第三十五号まで、第三十七号若しくは第三十八号、第三十一条又は第四十八條第一項に規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管、重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー（以下この条において「容器等」という。）であつて、技術基準規則第十七條第十五号（技術基準規則第三十一条及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五條第七号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第十五条 法第四十三條の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
- 四 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をした年月日
- 五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
- 六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期
- 七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときは、その使用の期間及び方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
 - 一 工事の工程
 - 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に關するものに限る。）
 - 三 第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
 - 四 前項第七号の特別の理由があるときは、その理由を記載した書類
- 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条 削除

(使用前確認を要しない場合)

第十七条 法第四十三條の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
- 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けなくても使用することができる旨を指示した場合

五 制限工事の場合
六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合
第十八条から第二十条まで 削除
(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。
(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)

第二十二条 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第一百五十五条の二第一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。
第二十三条から第五十四条まで 削除
(定期事業者検査の実施時期)

第五十五条 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

発電用原子炉施設の区分	定期事業者検査を実施すべき時期
一 判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの(次号及び第三号に掲げるものを除く。)	直近の定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期
二 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの(次号に掲げるものを除く。)	直近の定期事業者検査が終了した日以降十八月を超えない時期
三 判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの	直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期

2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第八十一条第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具)とその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。

一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査(炉心の性能に係るものを除く。)を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの
イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの
ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 発電用原子炉施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時(法第四十三条の三の十四第二項の認可を受けた場合にあつては、発電用原子炉施設の使用時)における発電用原子炉

施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項の表の下欄に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号(発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。第五十七条の三第二項第三号において同じ。)

四 直近の定期事業者検査が終了した年月日

五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

4 第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第五十七条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法
四 検査の結果

- 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 九 検査記録の管理に関する事項
 - 十 検査に係る教育訓練に関する事項
 - 十一 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。
- （廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）
- 第五十七条の二 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。
- （定期事業者検査の報告）
- 第五十七条の三 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。
- 一 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。
 - 二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。
- 2 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行うおとする者は、定期事業者検査が終了したときにあっては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあっては検査開始予定日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第二号に掲げるときにあっては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号
 - 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
 - 二 発電用原子炉及び第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標
 - 三 第八十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
 - イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日）をいう。第八十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号、第八十一条第一項第四号及び第百十三条第一項第五号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ニ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - 四 第五十六条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。
 - 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
 - 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
 - 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

<ol style="list-style-type: none"> 4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。 5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。 6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。 （発電用原子炉施設の評価） <p>第五十八条 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。</p> <p>2 法第四十三条の三の十六第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価事項</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 技術基準規則第十八条の規定に適合しなくなる時期</td> <td>次に掲げるおころにより当該発電用原子炉施設ごとに評価を実施する。 一 定期事業者検査により確認した亀裂、孔その他の損傷（以下「亀裂等」という。）の発生原因を推定するとともに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。 二 前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間における亀裂等の進展を予測すること。 三 前号の予測どおりに亀裂等が進展したと仮定したとき、技術基準規則の規定に適合しなくなるお見込まれる時期を定めること。</td> </tr> <tr> <td>二 補修等の措置の内容</td> <td>この表の第一号の下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講ずる必要があるときは、その時期、範囲及び方法が適切であること。</td> </tr> </tbody> </table>	評価事項	評価方法	一 技術基準規則第十八条の規定に適合しなくなる時期	次に掲げるおころにより当該発電用原子炉施設ごとに評価を実施する。 一 定期事業者検査により確認した亀裂、孔その他の損傷（以下「亀裂等」という。）の発生原因を推定するとともに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。 二 前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間における亀裂等の進展を予測すること。 三 前号の予測どおりに亀裂等が進展したと仮定したとき、技術基準規則の規定に適合しなくなるお見込まれる時期を定めること。	二 補修等の措置の内容	この表の第一号の下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講ずる必要があるときは、その時期、範囲及び方法が適切であること。
評価事項	評価方法						
一 技術基準規則第十八条の規定に適合しなくなる時期	次に掲げるおころにより当該発電用原子炉施設ごとに評価を実施する。 一 定期事業者検査により確認した亀裂、孔その他の損傷（以下「亀裂等」という。）の発生原因を推定するとともに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。 二 前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間における亀裂等の進展を予測すること。 三 前号の予測どおりに亀裂等が進展したと仮定したとき、技術基準規則の規定に適合しなくなるお見込まれる時期を定めること。						
二 補修等の措置の内容	この表の第一号の下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講ずる必要があるときは、その時期、範囲及び方法が適切であること。						
<ol style="list-style-type: none"> 3 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 評価年月日 二 評価の対象 三 評価の方法 四 評価の結果 五 評価を行った者の氏名 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 評価の実施に係る組織 八 評価の実施に係る工程管理 九 評価において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 評価記録の管理に関する事項 十一 評価に係る教育訓練に関する事項 <p>4 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。</p> <p>5 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。</p> <p>第五十九条から第六十二条まで 削除</p> <p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第六十三条 第十四条の三第一項各号、第五十七条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法）をいう。第六十八条第一項及び第百三十八条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存さ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 評価年月日 二 評価の対象 三 評価の方法 四 評価の結果 五 評価を行った者の氏名 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 評価の実施に係る組織 八 評価の実施に係る工程管理 九 評価において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 評価記録の管理に関する事項 十一 評価に係る教育訓練に関する事項 <p>4 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。</p> <p>5 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。</p> <p>第五十九条から第六十二条まで 削除</p> <p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第六十三条 第十四条の三第一項各号、第五十七条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法）をいう。第六十八条第一項及び第百三十八条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存さ</p>						

れるときは、当該記録の保存をもって法第四十三條の三の十一第一項並びに第四十三條の三の十六第一項及び第四項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。
 2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(運転計画)

第六十四條 法第四十三條の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。
 2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三條の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三條の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(同条第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間)を経過後速やかに届け出るものとする。
 3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。
 4 前三項の運転計画の提出部数は、正本一通とする。

(合併及び分割の認可の申請)

第六十五條 法第四十三條の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあっては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 三 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として継承する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 四 合併又は分割の方法及び条件
 五 合併又は分割の理由
 六 合併又は分割の時期
 七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあっては、分割契約書)の写し
 二 合併後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 三 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書
 四 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人の定款
 五 前号に規定する法人が法第四十三條の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 六 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
 七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
 (許可の取消し)

第六十六條 法第四十三條の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三條の三の五第一項の許可を受けた日から五年とする。

(記録)
第六十七條 法第四十三條の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
ロ 第八十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ 第八十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二 運転記録(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。)	連続して	十年間
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中一時間ごと	十年間
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	と	と
ハ 制御材の位置	運転中一時間ごと	一年間
ニ 再結合装置内の温度	と	一年間
ホ 発電用原子炉に使用している冷却材及び減速材(流体のものに限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日一回	一年間
ヘ 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間
ト 運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	一年間
チ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時	その都度	一年間
リ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	一年間
ヌ 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	一年間
ル 第八十七条第六号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があつた場合に講じた措置	その都度	一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があつた場合は、当該記録に

<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）</p> <p>イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡重量</p> <p>ロ 発電用原子炉への燃料体の種類別の挿入量</p> <p>ハ 使用済燃料の種類別の取出量</p> <p>ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度</p> <p>ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>ヘ 使用済燃料の種類別の抽出量、その取出しから抽出しまでの期間及びその放射能の量</p> <p>ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</p> <p>チ 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</p> <p>(1) 外観</p> <p>(2) 燃焼度</p> <p>(3) 取出しから容器への封入までの期間</p> <p>(4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</p> <p>四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録</p> <p>イ 外観</p> <p>ロ 漏えい率</p> <p>ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力</p> <p>ニ 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観</p> <p>ホ 重量</p> <p>五 放射線管理記録</p> <p>イ 原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>受渡し時の都度</p> <p>挿入の都度</p> <p>取出しの都度</p> <p>取出しの都度又は毎月一回</p> <p>配置又は配置替えの都度</p> <p>抽出しの都度</p> <p>挿入前及び取出後</p> <p>抽出しの都度</p>	<p>十年間</p> <p>取出後十年間</p> <p>十年間</p> <p>十年間</p> <p>五年間</p> <p>十年間</p> <p>取出後十年間</p> <p>当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間</p> <p>当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間</p> <p>十年間</p>	<p>ついて五年間とする。</p> <p>ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度</p> <p>ハ 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p> <p>ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量</p> <p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p> <p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p> <p>チ 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄又は投棄の日、場所及び方法</p> <p>ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	<p>施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p> <p>一日間の平均濃度にあつては毎日一回、三月間の平均濃度にあつては三月ごと一回</p> <p>毎週一回</p> <p>一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごと一回</p> <p>一月間の線量にあつては一月ごと一回</p> <p>原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回（上欄に掲げる当該一年間に限る。）その都度</p> <p>その者が当該業務に就く時</p> <p>運搬の都度</p> <p>その廃棄又は投棄の都度</p> <p>封入又は固型化の都度</p>	<p>十年間</p> <p>十年間</p> <p>第五項に定める期間</p> <p>第五項に定める期間</p> <p>第五項に定める期間</p> <p>一年間</p> <p>第七項に定める期間</p> <p>第七項に定める期間</p> <p>第七項に定める期間</p>
--	--	---	--	--	--

<p>ル 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者氏名 六 発電用原子炉施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時</p>	<p>広がりの防止及び除去の都度 その都度 その都度 その都度</p>	<p>一年間 第七項に定める期間 第七項に定める期間 第七項に定める期間</p>	<p>点検又は保守の都度 教育又は訓練の実施の都度 指定の都度 評価又は改善の都度 第七項に定める期間</p>
<p>ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置</p>	<p>その都度 その都度</p>	<p>第七項に定める期間 第七項に定める期間</p>	<p>評価又は改善の都度 第七項に定める期間</p>
<p>七 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量</p>	<p>連続して 連続して 連続して</p>	<p>十年間 十年間 十年間</p>	<p>調査の都度 調査の都度 調査の都度</p>
<p>ハ 大気温度 八 保安教育の実施計画 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目</p>	<p>策定の都度 実施の都度 実施の都度</p>	<p>三年間 三年間 三年間</p>	<p>調査の都度 調査の都度 調査の都度</p>
<p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</p>	<p>法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度</p>	<p>第七項に定める期間</p>	<p>調査の都度 調査の都度</p>
<p>十 品質管理基準規則第四條第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</p>	<p>当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間</p>	<p>その都度 工場又は事業所から搬出された後十年間</p>
<p>十一 第九十一條に規定する防護措置の記録 イ 見張人による巡視の状況及びその担当者氏名 ロ 第九十一條第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者氏名</p>	<p>毎日一回 発行の都度</p>	<p>一年間 五年間</p>	<p>評価の都度 選択の都度 工場又は事業所から搬出された後十年間</p>
<p>ハ 第九十一條第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持ち込み、持出しの点検の状況及びその担当者氏名 ニ 出入口及び特定核燃料物質の常時監視の状況並びにその担当者氏名 ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者氏名</p>	<p>点検の都度又は 毎日一回 点検の都度</p>	<p>一年間 一年間 一年間</p>	<p>測定又は評価の都度 測定又は評価の都度 測定又は評価の都度</p>

へ 防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者氏名
 ト 防護のために必要な教育及び訓練の実施状況
 チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況
 リ 防護措置の評価及び改善の実施状況
 十二 法第四十三條の三の二十九第一項に規定する発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の結果
 十三 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一條の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録
 イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録
 (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果
 (2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量
 (3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果
 (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果
 (5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果
 (6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果
 ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録
 (1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件
 (2) 放射能濃度の測定結果
 (3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果

(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	工場又は事業所から搬出された後十年間

2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。

3 第一項の表第五号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

4 第一項の表第五号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5 第一項の表第五号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ニからヘまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十八條 法第四十三條の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第六十九條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(第七十八條から第九十條までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第七十條から第七十七條まで 削除

(管理区域への立入制限等)

第七十八條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他の他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

二 保全区域については、標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

- イ 人の居住を禁止すること。
- ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七十九條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。
- 二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 緊急作業時の放射線の生体にも与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。
- 二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
- 三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第八條第三項に規定する原子力防災要員、同法第九條第一項に規定する原子力防災管理者又は同法第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第八十條 削除

(発電用原子炉施設の施設管理)

第八十一條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設が法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第十五条の二第二十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百十三条第一項第五号及び第百十三条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日（第百十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合には、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

第八十二条 削除

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災

ロ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

（1） 消防吏員への通報に関すること。

（2） 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

（3） 火山現象による影響

ロ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生時」という。）における非常用交流動力電源設備の機能維持するための対策に関すること。

（1） 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生時」という。）における非常用交流動力電源設備の機能維持するための対策に関すること。

（2） （1）に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能維持するための対策に関すること。

（3） （2）に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故等

（1） 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

（2） 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

（3） 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

（4） 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊

（1） 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

（2） 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

（3） 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

（4） 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

（5） 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第八十四条から第八十六条まで 削除

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。
- 二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。
- 三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したの中から選任すること。
- 四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。
- 五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に關し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。
- 六 発電用原子炉の通常運転（設置許可基準規則第二條第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
 - イ 発電用原子炉の通常運転に係る操作に關し、その操作に先立つて確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項
 - ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められていないものをいう。以下この条及び第三十四條において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に關する事項
 - ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異常があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に關する事項
 - ニ 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。
 - ホ 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
- 七 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第三百三十四條第五号に掲げるときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。
- 八 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所において行われる運転)

第八十八條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

- 一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

- 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取り扱ふことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。
- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十八條第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
- 七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合に於ては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないときは、この限りでない。
- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。
- 4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第三條から第十七條の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三條から第十九條までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(貯蔵)

第八十九條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

- 一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。
- 二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

2 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 使用済燃料貯蔵事業者が使用済燃料の貯蔵を委託すること。
- 二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。
- 三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。
- 四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十七条第一項の表第三号及び第四号の記録を引き渡すこと。
- 五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、确实に使用済燃料を受け入れられること。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わされるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 - イ 排気施設によって排出すること。
 - ロ 放射線障害防止の効果を持った廃棄槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によって排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外に空气中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 - イ 排水施設によって排出すること。
 - ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
- ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によって排水中の放射性

物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、かつ、放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十七条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及び二に規定する例によること。

（防護措置）

第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの

次項に定める措置

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

二 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一米ートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの

三 照射された第一号に掲げる物質であって、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であって、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの

ニ ウラン二三三のウラン二三三及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号二に掲げる物質であって照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであって、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであって、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十二 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域を巡視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ハ 防護区域又は安全保護装置周辺区域（技術基準規則第二条第二項第九号ハに規定する安全保護装置が防護区域の外に設置されている場合における当該装置の周辺の区域をいう。以下この項において同じ。）に、ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合又は当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置（以下「防護設備等」という。）

第三項に定める措置	次に定める措置
-----------	---------

- に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないうちに点検を行うこと。
- ロ 防護区域の出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に依り、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。
- ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。
- 九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。
- ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。
- (1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。
- (2) 施設に立ち入ることが特に必要な者として当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立ち入りを禁止すること。
- (3) 見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じた適切な方法により施設の周辺を巡視させること。
- ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
- ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。
- 十 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
- ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。
- 十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。
- イ 人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置すること。
- ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。
- 十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。
- ロ 不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
- ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。
- 十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

- イ 壁は、容易に破壊されないものであること。
- ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。
- 十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。
- ロ イの規定により設置された障壁によつて区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する設備を除く。第九十六条第一項において「防護区域内防護対象要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。
- ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。
- ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。
- 十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第九十六条第一項において「防護区域外防護対象要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。
- ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。
- ハ イの規定により設置された障壁によつて区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。
- 十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。
- 十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十六条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。
- 二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

- 二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。
- 二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。
- ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- ホ 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 二十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- ニ 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 二十四 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。
- 二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。
- 二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。
- 二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。
- イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に關する事項
- ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に關する詳細な事項
- ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關する詳細な事項
- ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に關する詳細な事項
- ホ 見張人による巡視及び監視に關する詳細な事項
- ヘ 緊急時対応計画に關する詳細な事項

- ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に關する詳細な事項
- チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に關する詳細な事項
- リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に關する詳細な事項
- 二十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 次に掲げる場所により、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に關する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。
- (1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に關連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。
- (2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に關する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。
- (3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。
- ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に關する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。
- ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。
- ニ 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。
- (1) 防護区域
- (2) 安全保護装置周辺区域
- (3) 第十四号ロに規定する区域
- (4) 第十六号ハに規定する区域
- (5) 見張人の詰所
- (6) 監視所
- 二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。
- 三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。
- 3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護

区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内」と、「防護区域内」の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。
二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めたい者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。

ロ 見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

（保安規定）

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの。

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの。

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
(3) 放射線管理に関すること。

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

イ 発電用原子炉施設の運転を行う体制の整備に関すること。

ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項
ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。

ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

九 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三百三十四号各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第八号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合にあっては、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、劣化評価への影響を評価した結果を記載した書類を含む。）を添えて、申請しなければならない。

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

- 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。
 - 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。
 - 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
 - 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - (2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。
 - (3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。
 - (4) 放射線管理に関すること。
 - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
 - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
 - ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項
 - 六 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
 - 七 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
 - 八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
 - 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
 - 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
 - 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
 - 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
 - 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
 - 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
 - 十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
 - 十六 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
 - 十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
 - 十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
 - 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。
 - 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
 - 二十一 廃止措置の管理に関すること。
 - 二十二 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
- 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第九十三条 削除

第九十四条 令第二十條の五の譲受けの許可の申請

- 第九十四条 令第二十條の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
 - 一 令第二十條の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。
 - 二 令第二十條の五第六号の発電用原子炉施設的位置、構造及び設備については、第三條第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。
 - 三 令第二十條の五第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
 - 四 令第二十條の五第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
 - 五 令第二十條の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載すること。
 - 六 令第二十條の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三條第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。
 - 七 令第二十條の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
- 二 令第二十條の五の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
 - 三 発電用原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類
 - 四 発電用原子炉の運転に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
 - 五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
 - 六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書
 - 七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
 - 八 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
 - 九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
 - 十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
 - 十一 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- 第九十五条 法第四十三條の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとにを行うものとする。
 - 2 法第四十三條の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。
 - 一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間
 - 二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
 - 三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
 - 四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3 法第四十三條の三の二十六第二項で準用する法第四十條第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第九十六條 法第四十三條の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域(第九十一條第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 防護区域内防護対象重要設備及び防護区域外防護対象重要設備の防護に関すること。

八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

十 情報システムセキュリティ計画に関すること。

十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。

十二 非常の場合の対応に関すること。

十三 連絡体制の整備に関すること。

十四 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十七 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること(第九十一條第二項第二十九号(同条第三項で準用する場合を含む。)に該当するものに限る。)

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護(核物質防護規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。

二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通(発電用原子炉施設のうち令第六十三條第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

第九十七條 削除

(核物質防護管理者の選任等)

第九十八條 法第四十三條の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

2 法第四十三條の三の二十八第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本及び写し各一通(発電用原子炉施設のうち令第六十四條の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第九十九條 法第四十三條の三の二十八第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にある者であること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

(安全性の向上のための評価の実施)

第九十九條の二 法第四十三條の三の二十九第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九條の三 法第四十三條の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)

第九十九條の四 法第四十三條の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

(届出事項)

第九十九條の五 法第四十三條の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十九條の六 法第四十三條の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三條の三の二十四第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第九十九條の七 法第四十三條の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特定機器の種類）
第百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項第二号ハ（二）の燃料体
- 二 第三条第一項第二号ニ（二）の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器（兼用キヤスク（設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、同規則第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キヤスク」という。）
- 三 第三条第一項第二号リ（三）の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置（ブローを要しないものに限る。以下同じ。）
- 四 第三条第一項第二号ホ（四）のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ（三）の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置
- 五 第三条第一項第二号ヌ（二）の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備
- 六 第三条第一項第二号ヌ（二）の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備
- 七 第三条第一項第二号ヌ（二）の非常用電源設備のうち、無停電電源装置
- 八 第三条第一項第二号ヌ（二）の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

（型式証明の申請）
第百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器の構造及び設備
- 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 特定機器の安全設計に関する説明書
 - 二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
- 三 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。
- 四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明の変更）
第百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由
- 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
 - 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
- 三 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（型式証明に係る変更の届出）

第百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
（特定機器型式証明通知書等の交付）

第百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
- 二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

（型式証明番号等の告示）
第百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器を使用することができる範囲又は条件
- 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第三項の変更が第百一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、第百三条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

（型式指定の申請の範囲）
第百六条 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定の申請）
第百七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定機器の種類
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

- イ 品質管理の実施に係る組織
- ロ 品質管理活動の計画
- ハ 品質管理活動の実施
- ニ 品質管理活動の評価
- ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定機器を使用することができるとする範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

二 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

三 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定の変更の承認）

第八十条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

二 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

三 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

四 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定に係る変更の届出等）

第九十条 指定製造者等は、第七十七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

二 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

三 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その型式指定を取り消すことができる。この場合において、取消の日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

四 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定通知書の交付）

第九十一条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書
- 二 第九十条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

（品質管理の実施の記録の保存）

第九十二条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器

器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（型式指定の番号等の告示）

第九十三条 原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式指定の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 主たる製造工場の名称及び所在地

二 原子力規制委員会は、第八十条第一項の変更が、第七十七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

三 原子力規制委員会は、第九十条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

（長期施設管理計画の認可の申請）

第九十四条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 長期施設管理計画の期間
- 五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ 通常点検（施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための点検のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第九十五条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であって、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第九十五条の四第一項第三号及び第九十五条の六第二項において同じ。）の方法及びその結果

ロ 特別点検（通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であって、長期間の運転に伴って生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。）の方法及びその結果

ハ 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事項

- (1) 評価期間
- (2) 評価対象機器等（発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下第九十五条の四第一項第五号及び第九十五条の六第二項第四号において同じ。）
- (3) 評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第二十二條に規定する監視試験片をいう。以下同じ。）を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験（以下第九十五条の四第一項第六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

- 七 技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置
- 八 第五号の点検及び評価並びに前二項の措置の実施に関する基本的な方針及び目標
- 九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステム
- 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（以下「運転開始日」という。）を証する書類
- 二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書
- 三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書
- 三 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。この場合において、前項第二号に掲げる書類のうち、第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。
- 第百十三条の二** 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。
- 二 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。この場合において、前項において準用する同条第二項第二号に掲げる書類のうち、同条第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。
- 一 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合
- 二 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であって、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。
- 三 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であって、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検に係る同項第五号ロに掲げる事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであって、同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。）の始期から十年を経過する日を超えないとき。
- 三 前項第二号又は第三号の規定に基づき前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ前項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。
- （長期施設管理計画の変更の認可の申請）
- 第百十三条の三** 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 第百十三条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容
- 五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由
- 六 変更の理由

- 二 前項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び前項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。
- （長期施設管理計画に記載すべき事項等）
- 第百十三条の四** 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画を記載しなければならない。
- 一 第百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。
- 二 第百十三条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であって、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。
- 三 第百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。
- 四 第百十三条第一項第五号ハ（一）の評価期間は、同項第四号の期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。
- 五 第百十三条第一項第五号ハ（三）の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。
- 六 第百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。
- 二 前項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。
- 三 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。
- （長期施設管理計画に係る軽微な変更）
- 第百十三条の五** 法第四十三条の三の三十二第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- 一 第百十三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更
- 二 第百十三条第一項第四号に掲げる長期施設管理計画の期間を短縮することとなる当該期間の始期又は終期の変更（終期を延期するものを除く。）であって、当該変更に係る劣化評価が不要であることが明らかなるもの
- 三 第百十三条第一項第五号に掲げる劣化評価の方法に係る軽微な変更であって、劣化評価の結果に影響がないことが明らかなるもの
- 四 第百十三条第一項第六号又は第七号に掲げる措置に係る軽微な変更であって、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかなるもの
- 五 第百十三条第一項第九号に掲げる品質マネジメントシステムの変更（法第四十三条の三の三十二第四項の規定による保安規定の変更の認可を受けたところによるものに限る。）
- 二 法第四十三条の三の三十二第七項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について前項各号の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称

- 四 変更の内容
- 五 変更の理由
- 3 第一項第二号から第五号までに掲げる変更について前項の届出をしようとするときは、その届出書には、当該変更に係る説明書を添付しなければならない。
- 4 発電用原子炉設置者が、法第四十三条の三の八第三項の規定による法第四十三条の三の五第二項第一号又は第四号（工場又は事業所の名称に係る部分に限る。）に掲げる事項の変更に係る届出をしたときは、それぞれ法第四十三条の三の三十二第七項の規定による第一項第一号に掲げる事項のうち第百十三条第一項第一号又は第二号（工場又は事業所の名称に限る。）に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。
- （劣化評価）**
- 第百十三条の六** 法第四十三条の三の三十二第五項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、長期施設管理計画に記載された事項のうち次に掲げるものとする。
- 一 第百十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項であつて、当該事項の変更がそれぞれ前条第一項第二号又は第三号に掲げる変更に変更しないこととなるもの
- 二 第百十三条第一項第六号に掲げる事項であつて、当該事項の変更が発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項を変更することとなるもの
- 三 第百十三条第一項第七号から第九号までに掲げる事項であつて、当該事項の変更が劣化評価の方法又はその結果に影響がないことが明らかでないもの
- 2 法第四十三条の三の三十二第五項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げるところに、同項の規定による劣化評価を実施しなければならない。
- 一 発電用原子炉施設の使用の履歴及び施設管理の状況に基づき、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて劣化点検の方法を定めること。
- 二 原子力規制委員会が必要と認める特別点検を原子力規制委員会が必要と認める時期に実施すること。
- 三 通常点検及び劣化点検の結果（特別点検を実施したときはその結果を含む。）に基づき、地震、津波その他の自然現象により受けた影響を考慮して発電用原子炉施設の劣化の状況を把握すること。
- 四 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の状況に基づき、その特性に応じた評価対象機器等を選定し、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて経年劣化に関する技術的な評価の方法を定めること。
- 3 法第四十三条の三の三十二第五項の規定による劣化評価を実施するため追加点検（二回目以降の特別点検をいう。以下この条において同じ。）を実施しようとする者は、あらかじめ、申請により、その実施しようとする追加点検が前回の特別点検（既に追加点検を実施したことがある場合は、特別点検及び前回までの追加点検）の結果を踏まえた適切かつ十分なものであるかどうかの原子力規制委員会の確認を受けることができる。
- 4 前項の確認を受けようとする者は、その実施しようとする追加点検の実施時期、実施方法その他の重要な事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 5 第三項の確認を申請した者が当該申請に係る確認を受けるまでの間に前項の申請書に記載された追加点検の全部又は一部に着手したときは、当該追加点検の全部又は一部に係る第三項の確認については、申請の取下げがあつたものとみなす。
- 6 第三項の確認を受けた者が当該確認を受けた追加点検に係る第百十三条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した長期施設管理計画について法第四十三条の三の三十二第三項の認可を受けようとするときは、その申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のほか、当該確認を受けたことを証する書類を添付しなければならない。
- 7 原子力規制委員会は、追加点検の適確な実施を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において第三項の確認に条件を付し、又は同項の確認を取り消すことができる。
- （長期施設管理計画の認可の基準）**
- 第百十四条** 法第四十三条の三の三十二第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準は、劣化評価の方法が前条第二項各号に適合するものであることとする。

- 2 法第四十三条の三の三十二第六項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準は、長期施設管理計画の期間において、当該期間における運転に伴い生じる劣化を考慮した上で発電用原子炉施設が技術基準規則に定める基準に適合するものであることとする。
- （廃止措置として行うべき事項）**
- 第百十五条** 法第四十三条の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、発電用原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。
- （廃止措置実施方針に定める事項）**
- 第百十五条の二** 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
- 九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十六条及び第百二十六条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十三 廃止措置の実施体制
- 十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十五 廃止措置の工程
- 十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十五条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）
- （廃止措置実施方針の公表）**
- 第百十五条の三** 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。
- （廃止措置実施方針の見直し）**
- 第百十五条の四** 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- （廃止措置計画の認可の申請）**
- 第百十六条** 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

- 六 性能維持施設
- 七 性能維持施設的位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 八 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 九 核燃料物質又は核燃料物質による汚染の除去
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 廃止措置の工程
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 八 廃止措置の実施体制に関する説明書
- 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第百十七條 法第四十三條の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項
- 五 変更の理由
- 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置計画に係る軽微な変更)
- 第百十八條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 2 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- (廃止措置計画の認可の基準)
- 第百十九條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
- 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なるものであること。
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なるものであること。
- 四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なるものであること。

- (廃止措置の終了の確認の申請)
- 第百二十條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称
- 四 発電用原子炉施設の解体の実施状況
- 五 核燃料物質の譲渡の実施状況
- 六 核燃料物質による汚染の除去の実施状況
- 七 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の実施状況
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 核燃料物質による汚染の分布状況
- 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置の終了確認の基準)
- 第百二十一條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄が終了していること。
- 四 第六十七條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。
- (廃止措置終了確認証)
- 第百二十二條 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)
- 第百二十二條 法第四十三條の三の三十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十七條の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)
- 第百二十三條 法第四十三條の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第百二十四條 法第四十三條の三の三十五第四項において準用する法第十二條の七第四項の規定により、法第四十三條の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七條の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)
- 第百二十五條 法第四十三條の三の三十五第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 2 法第四十三條の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等)

第二百二十六条 法第四十三条の三の三第五項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三條の三の十四及び第四十三條の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第四十三條の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(指定の申請)

第二百二十七条 第六十七條第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(申請書及び添付書類)

第二百二十八条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

- 一 次の事項を記載した申請書
 - イ 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ロ 記録保存業務(第六十七條第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地
 - ハ 記録保存業務を開始しようとする年月日
 - ニ 行おうとする記録保存業務の範囲
 - 三 定款及び登記事項証明書
 - 四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - 五 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 六 役員の名簿及び経歴を記載した書類
 - 七 記録保存業務の実施の方法に関する計画
 - 八 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- (指定の基準)
- 第二百二十九条** 原子力規制委員会は、第二百二十七條の申請を行った者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

- 一 次に掲げる事由に該当しないこと。
 - イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第三百三十一條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 二 その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 四 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことにより記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(措置の要求)

第三百十條 原子力規制委員会は、第六十七條第五項の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。)が前条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(指定の取消し)

第三百十一條 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十七條第五項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二百二十九條各号の規定に適合しなくなったとき。
 - 二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - 三 不正の手段により第六十七條第五項の指定を受けたとき。
 - 四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。
- (指定等の公示)

第三百十二條 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第六十七條第五項の指定をしたとき。
- 二 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告徴求)

第三百十三條 原子力規制委員会は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に関し、報告を求めることができる。

(事故故障等の報告)

第三百十四條 法第六十二條の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第六十三條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。

- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。
 - イ 定期事業者検査(第五十五條第三項の規定を適用して行うものを除く。)の期間であるとき(当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)
 - ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
 - ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となったとき。
- 三 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下この号及び次号において「安全上重要な機器等」という。)又は設置許可基準規則第四十三條第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七條若しくは第十八條に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五條若しくは第五十六條に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。
- 四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。
- 五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障(発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。)により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。
- 六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第九十条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第九十条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 挿入若しくは引抜き操作を現に行つていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料棒が炉心に装荷されていないときを除く。

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、発電用原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

（報告の徴収）

第三百三十六條 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、固体状及び液体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期

間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

（届出書の提出部数）

第三百三十七條 法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第三百三十八條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第六十四条第一項又は第三項の運転計画

二 第六十五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書

三 第九十五条第三項の届出書

四 第九十六条第一項の申請書

五 第九十八条第二項の届出書

六 第三百三十六條第一項の報告書

附則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附則（昭和五十五年一月二三日通商産業省令第六〇号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附則（昭和五十五年二月二五日通商産業省令第七四号）

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。ただし、第十二条第二号の次に一号を加える改正規定中通商産業大臣の指定に係る部分は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年八月二〇日通商産業省令第五三三号）

この省令は、昭和五十六年八月二十一日から施行する。

附則（昭和六一年一月二二日通商産業省令第七七号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。

附則（平成元年三月二七日通商産業省令第八号）抄

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年五月一九日通商産業省令第二六号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月二十日）から施行する。

附則（平成五年六月二日通商産業省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年五月二五日通商産業省令第四六号）

この省令は、平成六年六月一日から施行する。

附則（平成七年二月一日通商産業省令第一〇一号）抄

1 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成八年七月二二日通商産業省令第五七号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一月一日通商産業省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年四月二二日通商産業省令第一一三三号）

この省令は、平成一二年四月二二日から施行する。

附 則（平成一二年七月一日から施行する。）

附 則（平成一二年六月一六日通商産業省令第一二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第三二八号）

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二一日経済産業省令第二二二号）

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年八月三〇日経済産業省令第一八七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十二条第三号の規定により経済産業大臣が指定する者の認定を受けている者は、改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十二条第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める基準に適合したものとみなす。この場合において、当該基準に適合したものに係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一月二八日経済産業省令第五号）

この省令は、平成一四年一月三十一日から施行する。ただし、第三十条の次に一条を加える改正規定（第三十一条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成一四年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月三一日経済産業省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月二四日経済産業省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月一七日経済産業省令第二二二号）

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一五年三月十七日）から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月二二日経済産業省令第一〇五号）

この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二四日経済産業省令第一一〇号）

この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二四日経済産業省令第一一三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、改正後の第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年一月二二日経済産業省令第一〇四号）

（施行期日）

1 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成一七年十二月一日）から施行する。ただし、第十五条の三の改正規定（「第一条の二第三号」を「第二条第三号」に改める部分を除く。）及び第十九条の二第一項の改正規定は、平成一八年六月一日から施行する。（経過措置）

2 改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十八条第一項の規定による届出をした原子炉設置者についてのこの省令による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三条の十五の三、第三条の十七第一号、第七条及び第十五条の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該原子炉設置者が改正法附則第二条第二項の規定による認可を受けた場合は、この限りでない。

3 この省令の公布の際現に法第四十三条の二第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成一八年二月二十八日まで、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の二第一項の規定により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成一七年二月二六日経済産業省令第二二三号）

この省令は、平成一八年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年二月二六日経済産業省令第一一九号）

（施行期日）

この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日（平成一十九年一月一日）から施行する。

附 則（平成一九年六月一五日経済産業省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年八月九日経済産業省令第五四四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成一九年九月三十日から施行する。ただし、第七条の三の五の改正規定、第七条の三の七の改正規定、第七条の三の七の次に一条を加える改正規定及び第十六条の改正規定は、平成一九年十二月十四日から施行する。

- (経過措置)
- この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十九年九月三十日までに、第十六条の改正規定（同条第一項第十六号中「関すること」の下に「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む。」を加える部分を除く。）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 - この省令の公布の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十九年十一月三十日までに、第十六条の改正規定（同条第一項第十六号中「関すること」の下に「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む。」を加える部分に限る。）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二〇二年三月二八日経済産業省令第二四号）

- この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六条の二の改正規定、第二条中核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の九の改正規定、第三条中使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三の改正規定、第四条中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の三の改正規定、第六条中核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条の二の改正規定（第五十一条の十六第四項）を「第五十一条の十六第四項」に改める部分を除く。）、第八条中使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六条の改正規定及び第九条中研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条の改正規定については、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二〇二年六月二〇日経済産業省令第四四号）

- (施行期日)
- この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。
 - この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二〇二年八月二九日経済産業省令第六〇号）

- (施行期日)
- この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。
 - この省令の施行の日前にこの省令による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧規則」という。）第七条の三の規定により定められた品質保証計画は、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第七条の三第一項の規定により定められた品質保証計画とみなす。
 - この省令の施行の日前に旧規則第十五条の二第一項の規定により行われた評価は、新規則第七条の五第一項の規定により行われた評価とみなす。
 - この省令の施行の日前に旧規則第十五条の二第二項又は第三項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、新規則第十一条の二第一項又は第二項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。
 - この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年十月三十一日までに、新規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 前項の規定により保安規定を定め、これを記載した申請書を提出するに当たっては、原子炉の運転期間の設定に関する説明書を添えて申請しなければならない。
- この省令の施行の際現に使用している原子炉施設については、新規則第十一条の規定にかかわらず、当該原子炉施設についての電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四条第一項の検査であつて平成二十一年四月一日（以下「基準日」という。）以後最初に行われるものの開始する日の三月前の日までの間は、次の各号に掲げる措置を講じることが要しない。
 - 新規則第十一条第一項第三号に規定する原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を定めること。
 - 新規則第十一条第四号イ、ロ及びハに掲げる事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従つて保守管理を実施すること。
- 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に原子炉の運転を相当期間停止している原子炉施設については、新規則第十一条の規定は、基準日から適用する。

附 則（平成二〇二年二月一日経済産業省令第八二号）

- この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二〇二年二月一八日経済産業省令第八七号）抄

- (施行期日)
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。

第二条

- この省令の公布の際現に規制法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者（同法第四十三条の三の二第二項の認可を受けている者に限る。）は、平成二十一年三月二日までに、この省令第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二二年三月三一日経済産業省令第一八号）

- (施行期日)
- この省令は、公布の日から施行する。

第一条

- この省令は、公布の日から施行する。

第二条

- この省令の施行の際現にこの省令第一条の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六條第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六條第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製錬規則第六條第五項の規定による改正前の核原料物質の加工の事業に関する規則第七條第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第三条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八條第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第四条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七條第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第五条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十三條第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第六条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六條第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第二十七條第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五條第五項の規定に基づき指定を受けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質

二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 第八条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る者にあつては、第十六条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項）

四 新実用炉規則第三条第一項第七号イ及びロに掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研究炉規則第三条第一項第七号イ及びロに掲げる事項）

2 第一項の届出書又は書類には、新実用炉規則第三条第九号及び第十号に掲げる書類（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研究炉規則第三条第九号及び第十号に掲げる書類）を添付しなければならない。

第三条 この規則の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この規則の施行により設置法附則第十七条の規定による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「第四号新規制法」という。）第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の規定に該当するもの（設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十三年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定に該当するものを除く。）については、第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

第四条 この規則の施行前に原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）第二十条第四項、第二十七条第四項、第三十一条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電工作物（旧電気事業法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物をいう。以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新実用炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項、第三十三条第四項又は第五十一条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

2 この規則の施行前に原子力保安省令第二十条第四項、第二十七条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設である原子力発電工作物に係る連絡は、それぞれ新研究炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項又は第四十七条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

第五条 新実用炉規則第三十一条第三項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査を受けるべき燃料体（同条第一項に規定する燃料体をいう。）に係る燃料材（新実用炉規則第三条第一項第二号ハ（2）（i）に規定する燃料材をいう。）の成形加工を平成十五年十月一日前に開始しているものに関する新実用炉規則第三十一条第三項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類」とあるのは、「品質保証の計画」と読み替へるものとする。とあるのは、「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは、「品質保証の計画」と読み替へるものとする。とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第六条 この規則の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了した原子炉容器等（第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する原子炉容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項の規定に該当するものを除く。以下同じ。）であつて輸入したもの以外のもの若しくはこの規則の施行前に輸入した原子炉容器等については、第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による検査をすることを要しない。

第七条 この規則の施行前に旧電気事業法第四十二条第一項又は第二項の規定により届け出られた保安規程（原子力保安省令第四号第三項各号に掲げる事項に限る。）は、新実用炉

規則第四十六条第一項の規定により提出された同条第二項第三号から第五号までに掲げる書類とみなす。

第八条 この規則の施行の際現に特定重要電気工作物（旧電気事業法第五十四条第一項に規定する特定重要電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである特定重要発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設をいう。）がこの規則の施行後最初に受けるべき同項の検査に係る検査時期に関する新実用炉規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「施設定期検査」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一号の規定による改正前の電気事業法（昭和三十三年法律第七十号）第五十四条第一項の検査（以下「旧定期検査」という。）」と、同項の表中「施設定期検査」とあるのは、「旧定期検査」とする。

第九条 平成二十六年三月三十一日までの間は、新実用炉規則第四十八条第一項の表第三号下欄中「二十四月」とあるのは「十八月」と読み替へるものとする。

第十条 この規則の施行前に第八条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第十一条の二第一項の規定により策定された旧発電用原子炉（設置法附則第十七条の規定による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る原子炉施設（第四号旧規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。以下同じ。）についての保守管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二条第一項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

2 この規則の施行前に旧実用炉規則第十一条の二第二項の規定により策定された旧発電用原子炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する方針（同項の規定により旧発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第八十二条第二項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

3 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第八十二条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「十年間」とする。ただし、次項の規定による保安規定の変更の認可の申請に係る既設発電用原子炉については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日以後においては、この限りでない。

4 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉を設置している者は、当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合であつて、当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合には、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までに新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十五号に掲げる事項のうち当該既設発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての長期保守管理方針の変更に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十一条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二條第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第三十七条第一項の規定による認可を受けている者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年十月七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号又は新研究炉規則第八十七条第一項第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第

七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号並びに新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 保安規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）第八号及び第九号並びに第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号までに掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十一条、第九十二条第一項第十六号及び第三項第十五号並びに第九十五条第一項及び第二項並びに原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八十七条第一項第十六号及び第三項第十六号並びに第九十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第四十三条の二第一項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新実用炉規則第九十一条第二項第十六号の規定は、平成二十五年十二月二十七日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年九月二十六日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十一条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 核物質防護規定認可者については、新研開炉規則第八十六条第二項第十六号の規定は、平成二十六年三月二十八日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新研開炉規則第九十一条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十四条 核物質防護規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用炉設置許可基準規則第四十二条又は研開炉設置許可基準規則第四十二条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十一条第一項第八号又は新研開炉規則第九十一条第一項第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

項第十三号、同項第十七号及び第九十六条第一項第八号の規定並びに新研開炉規則第八十六条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十一条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行前に原子力保安省令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新実用炉規則又は新研開炉規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新実用炉規則又は新研開炉規則の相当の規定によつてしたものとする。

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
第十四条 第十条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第六十七条第一項及び第七項（同項の表第十一号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2 第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第十一号に係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会で定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。

附則（平成二十六年二月二十八日原子力規制委員会規則第一号）
この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附則（平成二十六年二月一日原子力規制委員会規則第七号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）
第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則（平成二十七年八月三十一日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二十四日原子力規制委員会規則第四号）
この規則は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年八月一日原子力規制委員会規則第八号）
（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則の施行前に施設に着手した工事であつて、この規則の施行により新たに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の九第一

項又は法第四十三條の三の十第一項の規定に該当するものを行つてゐる者は、この規則の施行後においても引き続きその工事を行うことができる。

第三条 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可を受けようとする場合又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項又は添付すべき書類については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」といふ）別表第二の規定の例によることができる。

（書類の提出）

第四条 次に掲げる工事の計画であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第十一條及び第十二條並びに第三章の規定に適合していると認められたもの（新実用炉規則別表第二の規定の例によるものを除く。）については、この規則の施行後、遅滞なく、新実用炉規則別表第二の規定の例により、新実用炉規則第九條第一項第二号又は第十二條第一項第二号に掲げる工事計画に関する書類を作成し、及び必要な書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 この規則の施行前に法第四十三條の三の九第一項又は第二項の規定による認可を受けた工事の計画

二 この規則の施行前に法第四十三條の三の十第一項の規定による届出が受理された日から三十日（法第四十三條の三の十第三項の規定により同条第二項に規定する期間が短縮された場合又は同条第五項の規定により同条第二項に規定する期間が延長された場合）にあつては、当該短縮又は延長後の期間）を經過した工事の計画

附則（平成二八年九月二二日原子力規制委員会規則第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」といふ。）第四十三條の三の二十七第一項又は第五十條の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」といふ。）については、これらの規定による核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」といふ。）第十九條第一項第五号及び同項第十三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」といふ。）第九十六條第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」といふ。）第九十一條第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係るものについては平成二十九年三月三十一日まで、新再処理規則第九十九條第一項第四号、新実用炉規則第九十六條第一項第四号又は新研開炉規則第九十一條第一項第五号及び同項第十三号、新実用炉規則第九十六條第一項第五号及び同項第十四号又は新研開炉規則第九十一條第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係るものについては、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新実用炉規則第九十一條第二項第五号ハの規定にかかわらずなお従前の例によるものとし、並びに新再処理規則第九十六條の三第二項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十一條第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号の規定は適用しない。

2 前項の規定により新再処理規則第九十九條第一項第五号及び同項第十三号、新実用炉規則第九十六條第一項第五号及び同項第十四号又は新研開炉規則第九十一條第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係る認可又は認可の拒否の処分を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新実用炉規則第九十一條第二項第五号ハの規定にかかわらずなお従前の例によるものとし、並びに新再処理規則第九十六條の三第二項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十一條第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号の規定は適用しない。

3 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理規則」といふ。）第十六條の三第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」といふ。）第九十一條第二項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、

運転等に関する規則（以下「旧研開炉規則」といふ。）第八十六條第二項第五号イの規定により行つた証明書等の発行又は旧再処理規則第十六條の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一條第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六條第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」といふ。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分があつた日から起算して一年を經過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六條の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十一條第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六條第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

4 第一項の規定により新再処理規則第九十九條第一項第四号、新実用炉規則第九十六條第一項第四号又は新研開炉規則第九十一條第一項第四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新再処理規則第十六條の三第二項第一号、新実用炉規則第九十一條第一号又は新研開炉規則第八十六條第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二八年一月二二日原子力規制委員会規則第二二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年八月七日原子力規制委員会規則第一二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月二八日原子力規制委員会規則第一四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年二月二四日原子力規制委員会規則第一六号）
この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」といふ。）第四十三條の三の二十四第一項の規定による認可を受けている者に対するこの規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」といふ。）第八十四條の二並びに第九十二條第一項第二十一号の二及び同条第三項第十八号の二の規定の適用については、平成三十年十二月三十一日まで（この規則の施行の際現に原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二條第一項の規定による保安規定の変更の認可を申請している者で平成三十年十二月三十一日まで当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分を受けていないもの）にあつては、当該処分がされる日まで）の間は、なお従前の例による。ただし、この間に行われる法第四十三條の三の二十四第一項の規定による認可（新実用炉規則第九十二條第一項第二十一号の二又は同条第三項第十八号の二に掲げる事項に係るものに限る。）については、この限りでない。

附則（平成二九年二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年八月二二日原子力規制委員会規則第八号）

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表上欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第十八条第一項 別記様式第二

核燃料物質の使用等に関する規則 第七条第一項 別記様式第一

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第十条第一項 別記様式第一

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第二十一条第一項 別記様式第一

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第三十六条第一項 様式第二

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種 第二十七条第一項 別記様式第五

廃棄物埋設の事業に関する規則 第四十条第一項 別記様式第一

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 第四十条第一項 別記様式第一

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第三十一条第一項 様式第二

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 第四十八条第一項 様式第二

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種 第九十一条第一項 別記様式第二

廃棄物埋設の事業に関する規則 第九十一条第一項 別記様式第二

第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。

第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三十二年四月二日原子力規制委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）

この規則は、令和二年九月十四日から施行する。

附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

第二条 实用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の廃止

（实用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の廃止）

第二条 实用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものを除く。以下同じ。）（旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査（以下「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第四十三条の三の十一第一項の規定による使用前検査（实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に係るものに限る。）に合格しているものについては、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。ただし、第三項に該当する場合はこの限りでない。

2 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについては、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。ただし、次項に該当する場合はこの限りでない。

一 旧实用炉規則第四十九条第一項の規定に該当しない発電用原子炉 直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期

二 旧实用炉規則第四十九条第一項の規定に該当する発電用原子炉 施行日から十三月を超えない時期

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている発電用原子炉施設については、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日から令和二年四月三十日までの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しようとする者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。次項において同じ。）に係る新实用炉規則第五十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで」とあるのは、「この規則の施行の日まで」とする。

2 施行日から令和二年四月三日までの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しようとする者に係る新实用炉規則第五十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「原子炉の起動予定日の三日前」とあるのは、「この規則の施行の日」とする。

3 前条第三項の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新实用炉規則第五十七条の三第二項の規定（同条第一項第一号に掲げるときに係るものに限る。）は、適用しない。

第五条 施行日前に旧法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧实用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、同表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と読み替えるものとする。

第六条 この規則の施行の際現に発電用原子炉施設の設置の工事に着手している者又は旧法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可を受けている者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日までに新法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新实用炉規則第六十九条から第九十条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この規則の施行の際現に旧法第四十三条の三の三十四第二項の規定による認可を受けている者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日までに新法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止

措置計画の変更の認可（新実用炉規則第百十六條第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。
 2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第百十六條第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 (定義)

この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。
 二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三條の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 旧実用炉規則 この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
 四 新実用炉規則 この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。
 五 施行日 この規則の施行の日をいう。

附則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号) 抄

第一条 (施行期日) この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三條の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
附則 (令和四年三月一六日原子力規制委員会規則第一号) この規則は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附則 (令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六條の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六條の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七條の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九條の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五條第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九條の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五條の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五條各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三百二十四條各号、船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則第三十五條各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物施設に関する規則第二十二條の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五條の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三條の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二百二十九條各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物施設に関する規則第八十九條各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附則 (令和五年九月二八日原子力規制委員会規則第四号)

第一条 (施行期日) この規則は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月六日)から施行する。ただし、附則第四条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。
 (経過措置)

第二条 平成二十四年既設発電用原子炉(原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第二十五條第一項に規定する既設発電用原子炉であつて、この規則の施行の際現に設置されているものをいう。)についての第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「新実用炉規則」という。)第百十三條第二項第一号の規定の適用については、同号中「最初に法第四十三條の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「最初に原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第四十一條の規定による改正前の電気事業法第四十九條第一項の検査に合格した」とする。
 (特別点検の特例)

第三条 改正法第二条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉についての新実用炉規則第百十三條第一項第五号ロ(新実用炉規則第百十三條の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する特別点検(初回のものに限る。)の方法及びその結果については、この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百十三條第二項第一号に規定する申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の方法及びその結果をもつて代えることができる。

第四条 改正法附則第六條第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、新実用炉規則第百十三條の五第一項各号に掲げる変更とする。
附則 (令和五年二月四日原子力規制委員会規則第六号) (改正法附則第六條第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更)

この規則は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。
附則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号) この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第八條、第十一條、第十七條関係)	工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
一 設置	発電用原子炉の設置		
二 変更	(一) 発電用原子炉の基数の増加 (二) 発電用原子炉の基数の増加 (三) 発電用原子炉の基数の増加 (四) 発電用原子炉の基数の増加 (五) 発電用原子炉の基数の増加	発電用原子炉の基数の増加の工事	

この規則は、公布の日から施行する。

つて、次の発電用原子炉施設に係るもの

1 原子炉本体

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの
 (1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの
 (2) 炉心に係るもの
 (3) 燃料体
 (4) チャンネルボックス
 (5) 反射材
 (6) 炉心支持構造物に係るもの
 (7) 原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）
 (8) 原子炉圧力容器支持構造物に係るもの
 (9) 原子炉圧力容器付属構造物に係るもの
 (10) 原子炉圧力容器内部構造物に係るもの

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの
 (1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの
 (2) 炉心に係るもの
 (3) 燃料体
 (4) 反射材
 (5) 炉心支持構造物に係るもの
 (6) 原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）
 (7) 原子炉圧力容器支持構造物に係るもの
 (8) 原子炉圧力容器付属構造物に係るもの
 (9) 原子炉圧力容器内部構造物に係るもの
 (10) 原子炉圧力容器内部構造物に係るもの

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、原子炉圧力容器内部構造物に係るもの
 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの修理であつて、次に掲げるもの
 (1) 原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉圧力容器付属構造物（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
 (2) 炉心支持構造物、原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉圧力容器支持構造物、原子炉圧力容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの
 3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、熱遮蔽材に係るもの
 4 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの修理であつて、次に掲げるもの
 (1) 原子炉容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉容器付属構造物に係るもの取替え
 (2) 炉心支持構造物、反射材、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの

2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

(1) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの
 1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの
 (1) 燃料取扱設備に係るもの
 (2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの
 (3) 使用済燃料貯蔵設備（制御棒貯蔵ラック、制御棒貯蔵ハンガ及び使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置を除く。）に係るもの
 (4) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの
 (5) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
 (6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
 2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの
 (1) 燃料取扱設備（使用済燃料を取り扱うものに限る。）に係るもの
 (2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの
 (3) 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置を除く。）に係るもの
 (4) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの
 (5) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
 (6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、新燃料貯蔵設備（仮貯蔵庫を除く。）又は使用済燃料貯蔵設備に係るもの
 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの修理であつて、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）又は使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの
 3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に係るもの
 4 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの修理であつて、燃料取扱設備（使用済燃料を取り扱うものに限る。）、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備又は燃料取扱用水設備に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの

3 原子炉冷却系施設

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るもの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの
 (1) 原子炉冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの
 (2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るもの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であつて、原子炉冷却材の循環設備（ポンプ）であつては、給水ポンプに限る。）、原子炉冷却材補給設備（ポンプを除く。）、原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの

- (3) 原子炉压力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量又は蒸気の発生量の変更を伴うもの
- (4) 原子炉冷却材再循環設備に係るもの
- (5) 原子炉冷却材の循環設備（原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るものに限る。）に係るもの
- (6) 残留熱除去設備に係るもの
- (7) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの
- (8) 原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。）に係るもの
- (9) 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの
- (10) 原子炉冷却材浄化設備に係るもの
- (11) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
- (12) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの
- 2 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの
 - (1) 一次冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの
 - (2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの
 - (3) 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量の変更を伴うもの
 - (4) 加圧器の圧力の変更を伴うもの
 - (5) 一次冷却材の循環設備に係るもの
- 3 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの
 - (1) 原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの限り、安全弁及び逃がし弁を除く。）、残留熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの限り）、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの限り）、原子炉冷却材補給設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの限り）、又は原子炉冷却材浄化設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの限り）に係るもの取替え
 - (2) 原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備（原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るもの限り）、残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るもの限り）、原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）又は原子炉冷却材浄化設備に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの
 - 3 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの改造（蒸気タービンに係るもの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉補機冷却設備（主要弁を除く。）又は原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの
 - 4 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの修理（蒸気タービンに係るもの修理を除く。）であって、次に掲げるもの
 - (1) 一次冷却材の循環設備、余熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）又は化学体積制御設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るもの取替え
 - (2) 一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、化学体積制御設備又は原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの

4 計測制御系統施設

- (12) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの
- 3 蒸気タービンに係るもの改造であって、次に掲げるもの
 - (1) 給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るもの）であって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）又は貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るもの）であって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの
 - (2) 主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るもの）であって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの
 - (3) 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
 - (4) 蒸気タービンに係る工事の方法の変更を伴うもの
- 5 蒸気タービンの設置
- 6 蒸気タービンの改造であって、次に掲げるもの
 - (1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの
 - (2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの
 - (3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの
 - (4) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
- 7 蒸気タービンの取替え
- 8 蒸気タービンに係るもの修理であって、次に掲げるもの
 - (1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの（溶接補修を除く。）
 - (2) 給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るもの）であって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）、貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るもの）であって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）又は主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るもの）であって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの
 - 1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
 - (1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
 - (2) 制御材駆動装置、計測装置、制御用空気設備又は原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係るもの
 - 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの修理（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの修理を除く。）であって、次に掲げるもの
 - (1) ほう酸水注入設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るもの取替え

7 原子炉格納施設

- (5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
- (6) 放射線管理施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
- 1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの
- (1) 原子炉格納容器に係るもの
- (2) 原子炉建屋に係るもの
- (3) 圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備にあつては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。)に係るもの
- (4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
- (5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの
- 2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの
- (1) 原子炉格納容器に係るもの
- (2) 二次格納施設に係るもの
- (3) 圧力低減設備その他の安全設備に係るもの
- (4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
- (5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの

8 その他発電用原子炉の附属施設(1)非常用電源設備

- 改造であつて、次に掲げるもの
- (1) 非常用電源設備との切替方法の変更を伴うもの
- (2) ガスタービン(ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機(空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。))を除く。)に係るもの
- (3) 内燃機関(機関若しくは過給機、调速装置若しくは非常调速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関

- 鉛を使用し、冷却材として炭酸ガスを使用する原子炉に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)(ただし、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合に限る。)に係るものの改造であつて、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備に係るもの
- 1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造(中欄に掲げるものを除く。)であつて、圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備に限る。)に係るもの
- 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの修理であつて、原子炉格納容器、原子炉建屋又は圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備にあつては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。)に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
- 3 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの修理であつて、原子炉格納容器、二次格納施設又は圧力低減設備その他の安全設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
- 1 改造(中欄に掲げるものを除く。)であつて、ガスタービン、内燃機関又は燃料設備に係るもの
- 2 修理であつて、ガスタービン(ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機(空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。))を除く。)内燃機関(機関若しくは過給機、调速装置若しくは非常调速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備(空気だめ又は圧縮機に限る。))又

(2) 常用電源設備

- に附属する空気圧縮設備(空気だめ又は圧縮機に限る。))又は燃料デイトンク若しくはサービスタンクに限る。)に係るもの
- (4) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置に係るもの
- (5) 燃料設備(貯蔵槽又は容器に限る。)に係るもの
- (6) 発電機(発電機又は励磁装置に限る。)に係るもの
- (7) 冷却設備に係るもの
- (8) その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係るもの
- (9) 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
- (10) 非常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの
- 1 発電機の設置
- 2 発電機の改造であつて、次に掲げるもの
- (1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
- (2) 周波数の変更を伴うもの
- 3 電圧三十万ボルト以上かつ容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の設置
- 4 電圧三十万ボルト以上かつ容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の改造のうち、次に掲げるもの
- (1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
- (2) 電圧調整装置を付加するもの
- 5 送電線引出口の遮断器(需要設備(電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第四十七条第三項の表第三号に規定する需要設備をいう。以下同じ。))と電氣的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧三十万ボルト以上のものの設置(ガス遮断器又はガス遮断器を設置する場合を除く。)
- 6 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。))であつて、電圧三十万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント

- は燃料デイトンク若しくはサービスタンクに限る。))、ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置、燃料設備(貯蔵槽又は容器に限る。))、発電機(発電装置又は励磁装置に限る。))、冷却設備又はその他の電源装置(非常用のものに限る。)に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの
- 1 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の設置(中欄に掲げるものを除く。))
- 2 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げるものを除く。))であつて、次に掲げるもの
- (1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
- (2) 電圧調整装置を付加するもの
- 3 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の取替
- 4 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。))であつて、電圧十七万ボルト以上のものの設置(中欄に掲げるもの及びガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。)
- 5 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。))であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造(中欄に掲げるものを除く。))のうち、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断器にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの
- 6 他の者が設置する電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)(需要設備を除く。))と電気

所在地（都道府県市区町村）を記載すること（と。）

主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）
 新技術の内容を十分に説明した書類
 発電用原子炉施設の熱精算図
 熱出力計算書
 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
 排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書
 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書
 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。）並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面
 取水口及び放水口に関する説明書
 設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書
 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面
 クラス1機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定するクラス1機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説

原子炉
 本体

- 1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
 - 1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数）並びに減速材の名称、種類及び組成
 - 2 炉心に係る次の事項
 - (1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径
 - (2) 燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量
 - (3) 燃料材の最高温度
 - (4) 熱的制限値（最小限界出力比及び最大線出力密度）
- 3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。）
- 4 チャンネルボックスの主要寸法及び材料
- 5 反射材の名称、種類及び組成
- 6 炉心支持構造物に係る次の事項

明書（クラス1機器にあつては、支持構造物を含めて記載すること。）
 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書
 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
 安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面
 非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
 耐震性に関する説明書
 強度に関する説明書
 構造図
 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書
 原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
 監視試験片の取付箇所を明示した図面
 原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書

(1) 炉心シユラウド及びシユラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

7 原子炉圧力容器に係る次の事項

(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所

(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項

イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項

イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシング(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

リ 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)の名称、種類、制限流量、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所

(4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項

イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数

ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数

ハ シユラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数

ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数

ホ スパー ज्या及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

ヘ 中性子束計測案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格

9 原子炉本体に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、ドップラ係数、ポイド係数及び圧力係数)並びに減速材の名称、種類及び組成

2 炉心に係る次の事項

(1) 炉心形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径

(2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び代替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。)及び核燃料物質の最大装荷量

(3) 燃料材の最高温度

(4) 核的・熱的制限値(制御棒クラスタ落下時の制御棒価値及び核的エンタルピー上昇熱水路係数、制御棒クラスタ飛び出し時の制御棒価値及び熱流束熱水路係数、最大線出力密度、水平方向ピーキング係数、

最大反応度添加率並びに通常運転時の最小限界熱流束比)

3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料(初装荷及び取替えの別に記載すること。)

4 反射材の名称、種類、組成、主要寸法、材料及び個数

5 炉心支持構造物に係る次の事項

(1) 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(2) 上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 上部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 上部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(6) 下部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(7) 下部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

6 熱遮蔽材の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

7 原子炉容器に係る次の事項

(1) 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所

(2) 原子炉容器支持構造物に係る次の事項

イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ロ 基礎ホルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 原子炉容器付属構造物に係る次の事項

イ 原子炉容器蓋管台の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

ロ 炉内計装筒の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 原子炉容器内部構造物に係る制御棒クラスター管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格

9 原子炉本体に係る工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 燃料取扱設備に係る次の事項

(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び取付箇所

(2) 原子炉ウエルの名称、種類、主要寸法及び材料

(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 新燃料貯蔵庫(仮貯蔵庫を含む)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 使用済燃料運搬用容器ビットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(6) 制御棒貯蔵ハンガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(7) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及びシステム図

耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)

強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)

構造図

使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書

燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書

使用済燃料運搬用容器、使用済燃料貯蔵槽及び使用済燃料貯蔵用容器の冷却能力に関する説明書

使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書

使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書

兼用キヤスクにあつては、外運搬規則第二十一条第二項の規定による容

- (8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
- (9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
- 4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (5) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (8) 主配管(スプレイヘッドを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)
- 5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法
- 加圧水型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事項
- 1 燃料取扱設備に係る次の事項

器の設計に関する原子力規制委員会
の承認を受けたことに関する説明書

- (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
- (2) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナルの名称、種類、主要寸法及び材料
- (3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料
- 2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項
- (1) 新燃料貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- 3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項
- (1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料
- (6) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
- (7) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
- 4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個

原子炉
冷却系
統施設

数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

5 燃料取替用水設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項

1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度

2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量

3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（インターナルポンプにあつては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。）

(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図

蒸気タービンの給水処理系統図

耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

構造図

原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面

(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 主蒸気流量制限器（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものを除く。）の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数（自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること）、取付箇所及び吹出場所

(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気隔離弁にあつては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。）

(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

5 残留熱除去設備に係る次の事項

(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材

流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書

非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書

蒸気タービンの制御方法に関する説明書

蒸気タービンの振動管理に関する説明書

蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水として海水を使用しない場合は、可能取水量を記載した書類

安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バナネ式のものに限る。）

料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 主配管（使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(9) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(10) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項

(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温

度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(11) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

9 原子炉冷却材浄化設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

12 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項

1 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度

2 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量

3 加圧器の圧力

4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項

(1) 蒸気発生器（主蒸気流量制限器がある場合はその旨を記載すること。）の名称、種類、容量、最高使用圧力（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、加熱面積、伝熱管の本数、主要寸法、材料及び個数並びに伝熱管振止め金具の種類、主要寸法、材料、個数及び取付位置

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性モーメント、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 加圧器（スプレイがある場合はその旨を記載すること。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 加圧器ヒータの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、

- 材料、個数及び取付箇所（比例ヒータ及び後備ヒータの別に記載すること。）
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所及び吹出場所
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（加圧器逃がし弁にあつては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 5 主蒸気・主給水設備に係る次の事項
- (1) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気逃がし弁にあつては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）
- (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 6 余熱除去設備に係る次の事項
- (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- (8) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (9) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- 7 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項
- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 貯蔵槽（格納容器再循環サンプルを含む。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

- 8 化学体積制御設備に係る次の事項
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 9 原子炉補機冷却設備に係る次の事項
- (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

- (6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- (10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (11) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- 10 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
- 11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 12 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法
- 蒸気タービンに係るものについては、次の事項
- 1 蒸気タービン本体に係る次の事項
- (1) 種類、定格出力、気筒数、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度
- (2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- (3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数
- (4) 復水器に係る次の事項

イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料
 ロ 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数
 2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項
 (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数
 (2) 熱交換器（湿分分離器を含む。）に係る次の事項
 イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること）、最高使用温度（二次側及び一次側の別に記載すること）、主要寸法、材料並びに個数
 ロ 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 (3) 給水ポンプの種類（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、名称、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること）、原動機の種類及び出力（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること）、貯水設備の種類、容量及び個数（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること）並びに給水処理設備の種類、容量及び個数
 (4) 管等に係る次の事項
 イ 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること）
 ロ 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料
 ハ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

計測制御系統
 施設

3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格
 4 蒸気タービンに係る工事の方法
 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項
 1 制御方式及び制御方法
 (1) 発電用原子炉の制御方式
 発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この表において「安全保護系等」という。）の制御方式
 (2) 発電用原子炉の制御方法
 制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法
 2 制御材に係る次の事項
 (1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値（制御棒グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること）、主要寸法、個数及び落下速度
 (2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量
 3 制御材駆動装置に係る次の事項
 (1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあつては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 (2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項
 イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）
 ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数

計測制御系統施設に係る機器（計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図
 制御能力についての計算書（最大反応度値、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率、ほう酸及びほう酸水の貯蔵量並びにほう酸濃度の根拠に関する説明を併記すること）
 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること）
 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること）
 構造図
 計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
 原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
 工学的安全施設等の起動（作動）信号の起動（作動）回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
 デジタル制御方式を使用する安全保護系等の適用に関する説明書
 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書
 中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書
 安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ、ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ、主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ、主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

4 ほう酸水注入設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

5 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1) 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の

名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 原子炉冷却材再循環流量（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、炉心流量）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(9) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(10) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(11) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型

の別に記載すること。)、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件

7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件

8 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)

9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項

(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所(電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。)

(2) 原子炉冷却材再循環ポンプMGセツトの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧、個数及び取付箇所(可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。)

10 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)

11 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)

に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項

1 制御方式及び制御方法

(1) 発電用原子炉の制御方法

発電用原子炉の反応度の制御方式、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式

(2) 発電用原子炉の制御方法

制御棒の位置の制御方法(一次冷却材の温度の制御を含む。)、一次冷却材のほう素濃度の制御方法、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方法及び安全保護系等の制御方法

2 制御材に係る次の事項

(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数

(2) ほう酸の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、貯蔵量、負の反応度添加率及び出力運転時のほう素濃度

(3) パーナブルポイズンの名称、種類、組成、反応度制御能力、主要寸法及び個数

3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

4 ほう酸注入機能を有する設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量又は注入速度、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動

- 方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- 5 ほう素熱再生設備に係る次の事項
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
- (2) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 6 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）
- (1) 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 原子炉容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (4) 加圧器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (6) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を

- 計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (8) 蒸気タービンの附属設備に係る貯水設備内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (9) 蒸気発生器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (10) 主蒸気の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (11) 補助給水流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (12) ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (13) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (14) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (15) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (16) 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- 7 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型

寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料

(6) 固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料

(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(13) ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること。)

3 堰その他の設備に係る次の事項

(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が三十七キロボケル毎立方セ

放射線管理施設

ンチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料

(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰(放射性廃棄物運搬用容器にあつては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備)の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料

4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

沸騰型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)

(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項

イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数

ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数

ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所

放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図

放射線管理用計測装置の構成に関する説明書

放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書

耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)

強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)

構造図

生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書

中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書

- (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
- (2) エリアモニタリング設備に係る次の事項
- イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
- ロ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
- ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
- ニ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
- ホ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
- (3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
- (4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所
- 2 換気設備(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る。))並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。)に係る次の事項
- (1) 容器(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、容量、最

- 高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)
- (4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率
- (5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率
- (6) フィルター(公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
- 3 生体遮蔽装置(一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。)の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料
- 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 放射線管理施設に係る工事の方法
- 加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
- 1 放射線管理用計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)

- (1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項
- イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ハ 蒸気発生器ブローダウン水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ニ 復水器排ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ホ 一次冷却材抽出水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ヘ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- (2) エリアモニタリング設備に係る次の事項
- イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ロ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取

- 付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ニ 原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ホ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- ヘ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- (3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- (4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所
- 2 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項
- (1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び

可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率

(5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率

(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、外部遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 放射線管理施設に係る工事の方法

黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1) プロセスモニタリング設備（放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置に限る。）の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付

原子炉格納施設

箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

口 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数

2 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

3 放射線管理施設に係る工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 原子炉格納容器に係る次の事項

(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウェル及びサブプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。）

(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料

2 原子炉建屋に係る次の事項

(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数

(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数

(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数

(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料

3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項

原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図

耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

構造図

原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載すること。）

原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書

原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面

圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書

安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）

- (1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料
- (3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項
- イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方

- 法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ヌ 主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ヲ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項
- イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

ヲ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ワ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

カ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

コ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

タ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(9) 圧力逃がし装置に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 原子炉格納施設に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 原子炉格納容器に係る次の事項

(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数

- (2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (3) エアロツクの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料
- 2 二次格納施設に係る次の事項
- (1) プレストレストコンクリート製格納容器に係るプレストレストコンクリート製格納容器、設計負圧、設計温度、主要寸法及び材料
- (2) 鋼製格納容器に係る次の事項
- イ 外周コンクリート壁の名称、種類、主要寸法及び材料
- ロ アニユラスシールの名称、種類、設計圧力、設計温度及び材料
- (3) ハイブリッド型格納容器に係る外周コンクリート壁の名称、種類、設計圧力、主要寸法及び材料
- 3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項
- (1) 格納容器安全設備に係る次の事項
- イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

- ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ヌ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ヲ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) アイスコンデンサ設備に係る次の事項
- イ 上部、下部及びアイスコンデンサのコンパートメントの主要寸法及び材料
- ロ 下部入口ドア、中間デッキドア及び上部デッキドアの主要寸法及び材料
- ハ アイスバスケットの種類、主要寸法、材料及び個数
- ニ エアリターフエンの名称、種類、容量、主要寸法及び個数
- ホ 空気冷却ファンクーラの名称、種類、容量、主要寸法及び個数
- ヘ ドレン管の主要寸法、材料及び個数
- (3) 真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項
- イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温

度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

ロ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主

要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ワ ブロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

カ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

コ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ク フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(5) 圧力逃がし装置に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

その他
発電力
原子炉
の附属
施設
1 非常
用電源
設備

5 原子炉格納施設に係る工事の方法	<p>1 常用電源設備との切替方法 2 非常用発電装置に係る次の事項 (一) ガスタービンに係る次の事項 イ ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ロ 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。） ハ 調速装置及び非常調速装置の種類 ニ ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（二次側及び一次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ホ ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項 1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） 3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） 4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ヘ 空気冷却器に係る次の事項 1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料 ト ガスタービンに附属する管に係る次の事項</p>
-------------------	---

非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
燃料系統図
耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
構造図
安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）

<p>1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。） 2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (2) 内燃機関に係る次の事項 イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類 ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項 1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） 3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ホ 燃料デイトタンク又はサービスタンの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (4) 燃料設備に係る次の事項 イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数</p>
--

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(5) 発電機に係る次の事項

イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 保護継電装置の名称及び種類

ニ 原動機との連結方法

(6) 冷却設備に係る次の事項

イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ヘ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2 常用電源設備

ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項

(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 非常用電源設備に係る工事の方法

1 発電機に係る次の事項

(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力

(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数（常用及び予備の別に記載すること。）

(3) 保護継電装置の種類

(4) 原動機との連結方法

2 変圧器に係る次の事項

(1) 変圧器の種類、容量、電圧（二次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するもの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあつては、常用及び予備の別

(2) 保護継電装置の種類

3 遮断器に係る次の事項

(1) 遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所

(2) 保護継電装置の種類

4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 常用電源設備に係る工事の方法

常用電源設備に係る機器の配置を示した図面

耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

常用電源設備の健全性に関する説明書

電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）

短絡強度計算書

三相短絡容量計算書

- 1 補助ボイラーの種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量及び個数
- 2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積
- 3 節炭器の伝熱面積
- 4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料
- 5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
- 6 補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項
 - (1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力
 - (2) 貯水設備の種類、容量及び個数
- 7 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項
 - (1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること）、主要寸法、材料並びに個数
 - (2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
- 8 補助ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数
- 9 補助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
 - (1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
 - (2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
 - (3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
- 10 補助ボイラーに附属する管等に係る次の事項
 - (1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 - (2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料
 - (3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
- 11 油燃焼用機器に係る次の事項
 - (1) 原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く）用の別

補助ボイラーに附属する主配管の配置の概要を明示した図面及び系統図水循環系統図
補助ボイラーに属する燃料系統図
強度に関する説明書
構造図
補助ボイラーの基礎に関する説明書
制御方法に関する説明書
安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）

4 火
災防
護
設
備

5 浸
水防
護
施
設

- (2) 輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く）の発熱量
- (3) 熱交換器の種類及び個数
- 1 2 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量
- 1 3 燃料運搬設備に係る油の輸送管であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 1 4 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数
- 1 5 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 1 6 補助ボイラーに係る工事の方法
- 1 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料
- 2 消火設備に係る次の事項
 - (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (4) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 4 火災防護設備に係る工事の方法
- 1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料
- 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項
 - (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所

火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
構造図
安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）

浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

<p>再結合装置</p> <p>1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>3 再結合装置に係る製作の方法</p>	<p>1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数</p> <p>4 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法</p>	<p>特定兼用キヤスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第六条若しくは第七条及び第十一条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
<p>圧力逃がし装置</p> <p>1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数</p> <p>4 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書</p> <p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書</p> <p>水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
<p>ガスタービン</p> <p>1 ガスタービンに係る次の事項</p> <p>(1) ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）</p> <p>(3) 調速装置及び非常調速装置の種類</p> <p>(4) ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること）、主要寸法、材料並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(5) ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項</p> <p>イ 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ロ 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ハ 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ニ 空気圧縮機に附属する冷却塔の種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(6) 空気冷却器に係る次の事項</p> <p>イ 種類、入口及び出口の温度並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ロ 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料</p> <p>(7) ガスタービンに附属する管に係る次の事項</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書</p> <p>安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>8 圧力逃がし装置に係る製作の方法</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書</p> <p>安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

イ 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ロ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 2 発電機に係る次の事項
 (1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (3) 保護継電装置の名称及び種類
 (4) 原動機との連結方法
 3 冷却設備に係る次の事項
 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 (6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

<p>(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 4 ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 5 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法</p>	<p>内燃機関を原動力とする発電設備 1 内燃機関に係る次の事項 (1) 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） (2) 调速装置及び非常调速装置の名称及び種類 (3) 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） (4) 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項 イ 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） ロ 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） ハ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） (5) 燃料デイトンク又はサービスタンの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 発電機に係る次の事項 (1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バナネのものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者については、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
---	---	--

- (2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 保護継電装置の名称及び種類
- (4) 原動機との連結方法
- 3 冷却設備に係る次の事項
 - (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
 - (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
 - (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
 - (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
 - (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 - (6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
 - (7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
 - (8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）、
- 4 内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法

<p>無停電電源装置</p> <p>1 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数及び主要寸法（常設及び可搬型の別に記載すること。）、</p> <p>2 無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>3 無停電電源装置に係る製作の方法</p>	<p>電力貯蔵装置</p> <p>1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法（常設及び可搬型の別に記載すること。）、</p> <p>2 電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>3 電力貯蔵装置に係る製作の方法</p>
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

様式第2 (第136条関係) (平30原子法8・全改・一部改正、平元原子法2・平元原子法3・一部改正)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿
住 所
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第136条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の年間放出量

(単位: Bq)

測定の箇所等	種 類	濃 度				
		全希ガス	¹³¹ I	¹³² I	金粒子状物質	³ H
排 気 口 視 又 は 備 は 備						
合 計						
年間放出管理目標値						

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cf)

測定の箇所	濃 度	濃 度			
		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
		平均値	最高値(注2)	平均値	最高値(注2)
排 気 口 視 又 は 備 は 備					

③ 排気口以外の箇所における放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値 (特定原子力施設に限る。)

(単位: Bq/cf)

測定の箇所	濃 度	濃 度			
		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
		平均値	最高値	平均値	最高値

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の年間放出量

(単位: Bq)

測定の箇所等	種 類	全核種 (³ Hを除く。)	核 種 別			
			⁵¹ Cr	⁵⁴ Mn	⁵⁹ Fe	⁶⁰ Co
排 水 口 視 又 は 備 は 備						
合 計						
年間放出管理目標値						

(単位: Bq)

測定の箇所等	種 類	核 種 別					
		⁶⁰ Co	¹³¹ I	¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs	⁹⁰ Sr	⁹⁰ Sr
排 水 口 視 又 は 備 は 備							
合 計							
年間放出管理目標値							

施設外減量									
当該年度末保管量									
放射線廃棄物の種類 量	タンク等				蒸気発生器保管庫		その他保管設備 (m ³)		
	イオン交換樹脂 (m ³)	フィルタスラッジ (m ³)	クラッドスラリー (m ³)	造粒固化体 (m ³)	蒸気発生器 (基)	その他 (m ³)			
前年度末保管量									
当該年度の発生量									
当該年度の減少量									
施設内減量									
施設外減量									
当該年度末保管量									

③ 廃棄物処理施設への年間搬出量 (単位: 体)

	均質固化体	充填固化体	合計	搬出先
搬出量				
累積搬出量				

④ 特定原子力施設における放射性廃棄物の保管状況 (注5) (単位: m³)

種類	互換類	伐採木	使用済保護衣	水処理二次廃棄物
保管場所				
保管方法				
前年度末保管量				
当該年度の増減量				
当該年度末保管量				
保管容量				

⑤ 特定原子力施設における滞留水等の貯蔵状況
i 建屋内滞留水貯蔵量 (単位: m³)

	原子炉建屋及びこれに隣接する建屋	その他
貯蔵量		

ii タンク貯蔵量 (単位: m³)

種別		
増減量		
貯蔵量		
貯蔵容量		

2 使用済燃料の貯蔵量等 (単位: 体)

貯蔵施設の名称	使用済燃料貯蔵槽		乾式キャスク	
使用済燃料の種類	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
前年度末貯蔵量				
当該年度の発生量				
当該年度の搬出量				
搬出先の名称				
当該年度末貯蔵量				
貯蔵施設容量				

3 放射線業務従事者の線量分布 (注6)
(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

	線量分布 (人)				
放射線業務従事者	0.1 mSv以下	0.1 mSvを超え1 mSv以下	1 mSvを超え2 mSv以下	2 mSvを超え5 mSv以下	5 mSvを超え10 mSv以下
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	10mSvを 超え15 mSv以下	15mSvを 超え20 mSv以下	20mSvを 超え25 mSv以下	25mSvを 超え30 mSv以下	30mSvを 超え35 mSv以下
放射線 業務従事者					
職 員					
その他					
合 計					

線量	線量分布 (人)				合 計
	35mSvを 超え40 mSv以下	40mSvを 超え45 mSv以下	45mSvを 超え50 mSv以下	50mSvを 超えるも の	
放射線 業務従事者					
職 員					
その他					
合 計					

線量	総線量 (人・ Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線 業務従事者			
職 員			
その他			
合 計			

② 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	0.1 mSv 以 下	0.1 mSv を 超え1 mSv 以下	1 mSv を超 え2 mSv 以 下	2 mSv を超 え5 mSv 以 下
放射線 業務従事者				
前半の3月間 (月～月)	職 員			
	その他			
	合 計			
後半の3月間 (月～月)	職 員			
	その他			
	合 計			

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・ Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	5 mSv を 超えるも の	合 計			
放射線 業務従事者					
前半の3月間 (月～月)	職 員				
	その他				
	合 計				
後半の3月間 (月～月)	職 員				
	その他				
	合 計				

4 一般公衆の実効線量の評価（注7）

(1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

放射線業務従事者	周辺監視区域外における最大線量		排出口からの方位及び距離
	μ Sv/年	方位	
放射線業務従事者による実効線量	μ Sv/年	方位	距離 km
	総量目標値評価地点における最大線量	方位	距離 km
放射性よう素による実効線量	μ Sv/年	方位	距離 km
	総量目標値評価地点における最大線量		

(2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物による実効線量	μ Sv/年
-------------------	------------

5 運転時間及び熱出力（注8）

〔発電用原子炉の名称： 〕

項目	運 転 時 間 (h)	熱 出 力	
		平均(kW)	最大(kW)
月 別			
月			
月			
月			

月			
月			
合計			

- 注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について
- (1) 「測定の箇所」は、保安規定（特定原子力施設にあっては、法第64条の2第2項に規定する実施計画。以下この様式において同じ。）に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) ①(1)①及び②①、③及び④の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
 - (6) 「ベータ線を放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
 - 3 加圧水型発電用原子炉の2次系のトリチウムについては、括弧書き（内数）で記載すること。
 - 4 「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 - (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の本数を記載すること。
 - (5) 「使用済燃料貯蔵槽及びサイトバンカ」の欄には、原子炉内で放射化された機器類で再使用しないものを対象とし、その数を記載すること。指定されたものを以外を保管している場合は、「その他」の欄に保管量等を同様に記載すること。
 - (6) サイトバンカにおける使用済制御棒等の保管量等については、使用済燃料貯蔵槽における保管量等と合算して記載すること。サイトバンカを有しない事業者は、当該名称を削除すること。

料貯蔵槽における保管量等と合算して記載すること。サイトバンカを有しない事業者は、当該名称を削除すること。

- (7) 「タンク等」の欄には、放射性物質の減衰効果等を踏まえて長期間タンク内に貯蔵するものを対象とし、ドラム缶等に詰めるための短期間貯蔵するものは含めないこと。
 - (8) 「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的な名称とともにそれぞれの保管量等を同様に記載すること。
 - (9) 廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書き（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると発電用原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
- 5 mの単位で記載できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - 6 「放射線業務従事者の総量分布」について
 - (1) 「職員」とは、実用発電用原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者とする。
 - (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
 - (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
 - (4) 有効数字の取扱いは、「総総量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均総量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大総量」については、その評価値を記載すること。
 - (5) 3(1)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。
 - 7 「一般公衆の実効総量の評価」について
 - (1) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。
 - (2) 実効総量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。

- 8 「運転時間及び熱出力」について
 実用発電用原子炉ごとに記載し、熱出力の「合計」欄は当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。
- その他
 (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「一」と記載するか当該欄を削除すること。
 (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第3（第138条関係）（平10通産令54・追加、平11通産令43・平12通産令338・平24通産令69
 ・一部改正、平23原子規4・旧様式第4種下・一部改正、平29原子規6・令元原子規2・令元
 原子規3・一部改正、令2原子規3・旧様式第6種上・一部改正）

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿
住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）第 条第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
 - 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請、届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。
 - 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 - 5 該当事項のない欄は、省略すること。